

SFAS 115号における有価証券評価に関する研究ノート

The Valuation of Securities on SFAS No.115

高野 恵 司

TAKANO Keiji

1. はじめに

近年、金融商品の発展や取引概念の拡大等を背景に、企業会計及びディスクロージャー制度の見直しが迫られる中で、特定の資産について時価基準を導入する取り組みがなされてきている。わが国では、平成11年1月に企業会計審議会から「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」が公表され、平成12年1月には、日本公認会計協会会計制度委員会より「金融商品会計に関する実務指針」が示されるに至り、平成12年4月以後開始する事業年度から金融商品の時価会計が導入される運びとなっている。

アメリカにおいては、1993年に財務会計基準書115号（以下SFAS115号という）SFAS 115号「負債証券及び持分証券への投資に対する会計」が公表されたことにより、SFAS 12号「市場性ある有価証券の会計処理」はSFAS115号に引き継がれる形で改定され、アメリカ会計において時価基準の導入が大幅に拡大された。

本稿では、SFAS115号「負債証券及び持分証券への投資に対する会計」の公表に至る経緯を概観するとともに、有価証券を時価で評価する論理を整理する。

1. SFAS115号公表に至る経緯^{1) 2) 3) 4)}

アメリカの会計制度では、基本的には、原価主義会計が採用されている（ただし、証券ブローカーや証券ディーラー等の証券会社等では、実質上すべての持分証券及び負債

たかの けいじ（経営情報学科）

証券に対し市場価値又は公正価値で評価し評価損益を利益や資本の増減として認識するという特別な会計実務が行われてきた)。市場性ある有価証券については、SFAS115号が設定される以前は、一般事業会社では、SFAS12号「市場性ある有価証券の会計処理」に基づいて、市場性ある有価証券の評価については、低価法の適用が原則とされていた。一方、金融機関では、売却目的有価証券の評価は時価で行い、投資有価証券は原価で評価するという方法が一般に採用されていた。

アメリカでは、1970年代後半に起こった自由金利商品ブームから1983年の預金金利の完全自由化に至る一連のいわゆる金融革命以後、金融機関の倒産が相次いだ。とりわけS&L（貯蓄金融機関）の経営悪化は深刻であり、経営の破綻を回避するために「益だし」を利用した利益操作が行われた。「益だし」とは、取得原価で評価されている有価証券のうち含み益のあるものを売却して実現利益を計上し、含み損があるものについては、取得原価のまま評価し保有し続けることにより、含み損が認識されないようにして行う利益操作のことである。有価証券の含み損が含み益を超過する場合でも、損失は認識されることなく、実現利益のみが計上されることになる。S&Lは、この手法を用いて危機的な経営状況を隠蔽しようとした。これに対し、政策当局は、当初、自己資本比率規制や会計規制を緩和することにより対処しようとしたが、このことが事態をさらに悪化させた。

1990年10月、SECのブリーデン委員長が上院の公聴会において、負債証券が時価で評価されるべきであるとの主張を行ったのを契機に、FASBはSEC及び公認会計士協会より、この問題を審議課題に加えることを要請された。これに応じ、FASBは、1991年6月に、市場性ある有価証券に関する会計を検討する計画を審議課題に加えることになった。その後、1993年にSFAS115号は設定されるに至るのであるが、その内容は、有価証券に対して全面的に時価評価を導入するものではないし、保有損益をすべて損益計算書において報告することを要求するものではなかった。

2. SFAS115号における有価証券の分類と評価

SFAS115号では、「企業は、負債証券及び持分証券を取得時に、満期保有目的証券、売却可能証券、売買目的証券のどれかに分類しなければならない。期末ごとに、分類が適切かどうかを査定されなければならない。⁵⁾」と規定している。したがって、負債証券は、取得時に満期保有目的証券、売買目的証券、売却可能証券のうちいずれかに分類される。一方、持分証券は、売買目的証券、売却可能証券、持分法の対象となる持分証券及び被連結子会社に対する投資に分類される。

①満期保有目的の負債証券

「企業が負債証券を償還期限まで保有する積極的な意思と能力がある場合には、満期保有目的証券に分類し、償却原価で評価し貸借対照表に計上しなければならない

い。⁶⁾」

②売買目的または売却可能証券である負債証券と持分証券

「満期保有目的証券として分類されなかった負債証券と持分証券のうち容易に公正価値が決定できるものは、次の2つのうちいずれかに分類され公正価値で評価され貸借対照表に計上される。

- a. 売買目的証券。近い将来に売却することを主要な目的として購入及び保有している有価証券（つまり、保有するのは短期間）は、売買目的証券に分類されなければならない。
- b. 売却可能証券。売買目的証券にも満期保有目的証券にも分類されない投資は、売却可能証券に分類される。⁷⁾」

③持分法の対象となる持分証券及び被連結子会社に対する投資

「この基準は、持分法が適用される持分証券投資や被連結子会社に対する投資には適用されない。⁸⁾」

売却目的証券及び売却可能証券の公正価値の変動に対する会計処理については、次のように規定されている。

「売却目的証券の保有損益は、損益計算に含められる。売却可能有価証券の保有損益は、損益計算から除外され、実現するまでその純額が、株主持分の項目に区分表示される。⁹⁾」

公正価値については次のように定義されている。

「売却が強制される場合や清算による売却の場合ではなく、金融商品が自発的な当事者間で現在の取引において交換されうる価額。金融商品の市場価格が入手できる場合は、この基準を適用するにあたって使用される公正価値は、金融商品の取引単位数に市場価格を乗じたものになる。¹⁰⁾」

有価証券の分類を変更する場合には次のように規定されている。

「投資の分類の変更は、公正価値で会計処理されなければならない。分類の変更日に、有価証券の未実現保有損益は、次のように会計処理される。

- a. 売買目的証券から別の分類に変更される場合は、分類の変更日における未実現保有損益は、すでに認識されたものとして損益計算に含められる。
- b. 他の分類から、売買目的有価証券への分類では、分類の変更日における未実現保有損益は直ちに損益計算に含められる。
- c. 満期保有目的証券から売却可能証券に分類の変更がなされる負債証券では、分類の変更日における未実現保有損益は、株主持分の項目に区分表示される。
- d. 売却可能証券から満期保有目的証券に分類の変更がなされる負債証券では、分類の変更日における未実現保有損益は、株主資本の項目において区分表示されるが、これは、プレミアムやディスカウントの償却と一貫して利回り修正として残存期間にわたって償却される。¹¹⁾」

4 有価証券に時価が適用される論拠

もとより、SFAS115号は、企業が保有する資産のすべてに対して時価で評価すること
要請しているものではない。特定の有価証券に対して、「売却が強制される場合や清算
による売却の場合ではなく、金融商品が自発的な当事者間で現在の取引において交換さ
れうる価額¹²⁾」であると定義される公正価値で評価することを規定しているのである。
したがって、SFAS115号の設定によって、取得原価主義会計の枠内での時価基準の導入
が図られたことになる。ここでは、取得原価主義会計の枠内で特定の資産（有価証券）
に対して時価で評価することの妥当性を、諸説を頼りに検討を試みる。

笠井昭次教授は、資産を3つの基本カテゴリー、すなわち、資本の待機分（現金）、
充用分（商品）、派遣分（売掛金、貸付金、満期保有目的の割引債、一時所有の有価証
券）の3つに分類し、有価証券の時価評価が理論的に可能であることを次のように説明
している¹³⁾。

「貨幣性資産・費用性資産の分類に基づく測定規約は、貨幣性資産についても費用性
資産についても、けっして整合的ではないが、とりわけ貨幣性資産のそれは、きわめ
て混乱している。その根因は、売掛金等の諸項目を、 $[G - W - G]$ におけるG [G']
あるいはWとみなしたことにありと筆者は考えている。したがって、それを、Gでも
Wでもない第3の資産カテゴリーとしての派遣分と理解することによって、それらの
混乱を解消することができるというのが筆者の理解である。派遣分というのは、企業
自らが価値生産を行うために投下されたWとは異なり、そうした価値生産を他企業に
行わせるべく、資本を他企業に一定期間だけ貸与し、時間的利得の獲得を企図した資
本部分を意味している。

こうした派遣分という第3の資産カテゴリーの存在を認める限り、これまで費用性
資産と認識されてきた有価証券は、派遣分にその位置を占めることになり、ここに、
時価測定が理論的に可能になるのである。」

森田哲彌教授は、貨幣資本の「拘束性の仮定」の前提の有無の観点から、原価主義
会計の枠内で、特定の資産について時価基準が導入されるのがむしろ妥当するとの見
解を述べているが、「拘束性の仮定」について原価主義会計を支える基準として次の
ように説明している¹⁴⁾。

「貨幣資産がいったん何らかの財に投下され拘束された場合には、それが消滅し、
その対価として貨幣資産の形で貨幣資本が流入するというプロセスを経たときに、換
言すれば、拘束されていた資本が流動化されて自由選択性資金になるというプロセ
スを経たときに、初めて資本の純増減すなわち損益が認識され、消滅した貨幣資本と流
入した貨幣資本との差としてそれが測定されるのである。いったん拘束された貨幣資
本がその拘束の状態を続けていく限り、その貨幣資本の大きさには変動が生じないと
考えること、そして、それが流動化され、自由選択性資金に変わるというプロセスを

経たときに、初めて、資本の純増減が生じたと考えること、これが原価主義会計における資産の取得原価評価の、そしてまた損益認識の意味するところである。とすれば、それはまた、原価主義会計を支える基準であるところの実現主義の意味でもある。すなわち、原価主義会計を支える基準としての実現主義とは、いったん何らかの財に投下され拘束された貨幣資本については、それが消滅し、その対価として自由選択性資金の形で貨幣資本が流入した場合に、初めて利益を認識するという基準である。それは、拘束されていた資本の流動化が生じたことを、利益認識のメルクマールとするものである。かかる、流動化が行われず、拘束の状態が続いている限り、利益の実現はないのである。」

市場性ある有価証券の評価については次のように、拘束性の仮定があてはまらないとして、時価基準で評価すべきであると説明している¹⁵⁾。

「拘束性の仮定があてはまらない流動資産で、かつ、時価の上昇が利益の認識要件を満たすものについては、低価基準ではなく時価基準が妥当することになる。これに属する典型的な項目は、いわゆる市場性のある一時所有の有価証券であろう。それは、投資有価証券とは異なり売却を目的とするものであり、また、市場生産の棚卸資産とも異なり売却は保証されていると考えられるからである。」

R. ルイスとD. ペンドリルは、実現概念を広義の実現概念と狭義の実現概念とに分けて、広義の実現概念を採用する場合には、市場性ある有価証券については市場価格で評価し、保有利得を実現利益として認識すべきであるとの見解を次のように述べている¹⁶⁾。

「一会計期間に価格が増加した上場有価証券の投資について考えてみる。狭義の実現概念では、利益は実現したものであるとはみなされないであろう。なぜなら、将来の特定されない時点における最終的な現金の受取額は合理的な確実性をもって想定することができないからである。しかしながら、広義の実現概念では、利益は実現したものであるとみなされる。なぜなら、貸借対照表日における株式の表示価格は、利益がつくられたことの信頼できる証拠を提供するからである。伝統的に会計士は狭義の概念を採用し、保有利得を未実現であるとして処理してきたようである。」

また、イギリスの会計基準審議会の討議資料「財務報告における評価の役割」において、実現概念の拡張によって、市場性ある有価証券の時価評価と保有利得を実現利益としうるとの見解を次のように述べている¹⁷⁾。

「(市場性ある有価証券の) マーク・ツー・マーケットの適用における会計基準審議会の提案規定の根底にある主要な考えは、投資の市場価値における増加からもたらされるどのような利益も、合理的な確かさをともなって測定することができるだろうということである。このことは、現金や他の資産への転換よりむしろ測定の信頼性が実現概念と実現利益の決定の基礎になっているとの見方を反映している。」

井上良二教授は、資産の保有によって、キャピタル・ゲインとインカム・ゲインの機会があり、売買目的有価証券については、キャピタル・ゲインの要件を満たしているこ

とから、時価で評価すべきであるとの見解を次のように説明している¹⁸⁾。

「FASBが採用すると考えられる時価会計において、金融資産についてのみ時価評価が要求されるのはなぜであろう。それは、まさに、そこで想定されている資産の特性に依存しているのである。金融資産は、時間的移動の完了によってインカム・ゲインの認識を行うとともに、売買目的である以上は、活発な市場での迅速な売買が前提とされているから、本来当該期間に帰属すべきものがたまたま何らかの事情で期末に存在するものと考え、また、市場での場所的移動も容易であるということ論拠として場所的移動が完了したものとみなすのである。その場合、期末に残存している金融資産であっても、その資産が保有している価値は使用価値ではなく、交換価値であると解することになる。よって、時価による測定こそが原則であるべきこととなる。」

市場性ある有価証券の時価評価を支持する諸説に共通するのは、売却の保証及び測定信頼性が確保される場合には、時価で評価すべきであるとする論理に収斂すると考えられる。

5 結び

本来、FASBでは、理論的、理念的には、すべての金融商品について統一的公正価値会計の展開を図るべきであるとするのが、基本スタンスである。SFAS115号は、差し迫る状況、様々な団体からの圧力及び時間的制約の中で、「パッチワーク的解決策」として成立したものである¹⁹⁾と指摘されている。したがって、SFAS115号は、適用範囲に一般事業会社を含めているものの、その主たる対象は、金融機関であると考えられる（ただし、実質上すべての持分証券及び負債証券に対し市場価値又は公正価値で評価し評価損益を利益や資本の増減として認識するという特別な会計実務が行われてきた証券ブローカーや証券ディーラー等の証券会社等は適用対象からはずされている²⁰⁾）。このことは、SFAS115号の序文において「この基準は、負債証券、特に金融機関が保有している負債証券の投資の認識と測定に関する行政当局その他が表明した懸念に応じて設定されたものである²¹⁾」と述べられていることから明らかである。

本稿では、原価主義会計の枠内で有価証券を時価評価することの妥当性を説明する論理を整理した。

SFAS115号では、有価証券の3つに分類しそれぞれについて保有利得の会計処理を規定している。また、売却可能証券の保有利益を包括利益計算書に計上すると規定しているという点から、収益費用アプローチから資産負債アプローチへの過渡期における役割を担う基準であるとも考えられる。これらに関しては、今後の課題としたい。

[注]

1) 田中健二『時価会計入門』中央経済社、平成11年、19-21ページ。

- 2) Johnson L. Todd and Robert J. Swieringa, "Anatomy of an Agenda Decision: Statement No.115," *Accounting Horizons* (June 1996), pp.172-173.
- 3) 斎藤精一郎『ゼミナール現代金融入門』日本経済新聞社, 平成4年, 110-115ページ。
- 4) 弥永真生『企業会計法と時価主義』日本評論社, 平成8年, 177-178ページ。
- 5) Financial Accounting Standards Board, Statement of Financial Accounting Standards No.115: *Accounting for Certain Investments in Debt and Equity Securities*, 1993, par.6.
- 6) *Ibid.*, par.7.
- 7) *Ibid.*, par.12.
- 8) *Ibid.*, par.4.
- 9) *Ibid.*, par.13.
- 10) *Ibid.*, par.137.
- 11) *Ibid.*, par.15.
- 12) *Ibid.*, par.137.
- 13) 笠井昭次「有価証券の時価測定の根拠」『JICPA ジャーナル』No.511, 平成10年2月, 24-25ページ。
- 14) 森田哲彌『価格変動会計論』国元書房, 昭和54年, 61ページ。
- 15) 森田哲彌「原価主義会計の再検討」『企業会計』第47巻第1号, 平成7年, 29ページ。
- 16) Richard Lewis and David Pendrill, *Advanced Financial Accounting (Fifth Edition)*, Pitman Publishing, 1996, p.68.
- 17) Accounting Standards Committee, Exposure Drafts No.55: *Accounting for Investments*, 1990, par.19.
- 18) 井上良二「時価会計の論理構造」『会計』第156巻第2号, 平成11年8月, 161-162ページ。
- 19) 古賀智敏「金融商品と公正価値会計」『会計』第157巻第1号, 平成12年1月, 30-31ページ。
- 20) Financial Accounting Standards Board, *op.cit.*, par.4.
- 21) *Ibid.*, par.2.